

# 『葛巻昌興日記』所引能楽記事稿（貞享三年閏三月・四月分）

入口 敦志、江口 文恵、近藤 弘子  
田草川みずき、深澤 希望、柳瀬 千穂  
竹本 幹夫

本稿は、金沢市立玉川図書館近世史料館加越能文庫所蔵の、前田綱紀（初名綱利・天和三年末に改名。本稿では綱紀で統一表記）の小姓であった葛巻昌興の、延宝〜元禄期にわたる私的な役務日記の中から、貞享三年度分を対象として、能楽記事を中心とする学芸等

に関する記事を抜き出し、解説したものである。この年から急に学芸面の記事が増大するため、紙幅の関係上、今回も閏三月・四月の二ヶ月分のみの翻刻となった。しかもこの両月だけで、これまでの二年分にも匹敵するほどの分量となった。ほぼ毎日のように、能楽関連記事が続出するのがこの両月の特色だが、それはこの年四月に、

將軍綱吉の内意を受けて、綱紀が初めて江戸城で能を舞ったことと関連する。綱紀の江戸城での能楽デビューがこの年の四月三日であることは兼ねてより知られており、このことが加賀宝生の発生・隆盛に繋がることは著名な事実なのであるが、これに先立ち、綱紀がどのような準備を進めたか、その前後からいかに能に傾斜していたかについて、詳しい事情はほとんど判っていないかった。それが克

明に記された本日記の記事は、きわめて貴重であり、加賀藩能楽史における最も重要な場面が、今回紹介する二ヶ月分であると言っても過言ではない。なお今回も共同研究の成果ながら、この両月分の原因作成にあたっては、とくに江口文恵氏の労を多とする。

本稿は二一世紀COE事業・グローバルCOE事業以来継続してきた加賀藩研究会の年次成果の一部である。これまで、『葛巻昌興日記』を『演劇映像研究2008』『演劇映像研究2010』『演劇研究』37・38・39・40に連載して来た。掲載をご許可頂いた金沢市立玉川図書館近世史料館に深甚の謝意を表す。

## 【凡例】

- 一、本文の掲出にあたっては、極力原文の姿を生かすことに努めたが、読みやすさの便を考え、句読点・濁点を施し、漢字は原則的に新字体に改めた。
- 一、助詞の小書や欠字札の空格などは原文のままとした。後者については、原文に欠字札が取られていない部分も散見す

る。それらはそのままにしたため、本文表記上やや不統一が生じた部分がある。

一、本文中、割り注の部分は極力その通りとし、葛巻昌興本人により補入されたと思われる脚注的な小字注記は「（ ）」で括り、示した。

一、各記事の掲出にあたっては、【一】で掲出記事の年月を小見出しとして掲げ、その次に本文、さらに解説の順で記述した。

一、本稿執筆にあたっては、入口・竹本の指導の下で各メンバーが翻刻・解説を担当し、さらに入口・竹本がこれを校閲して内容の統一を図っている。

#### 【貞享三年閏三月一日条】

一日 天晴、午後陰、申后剋雷雨。今朝御登城如恒云々。兼々御願之通、公方様御自身之御能近日御拝見、可被 仰付之旨、今日御目見以前以牧野備後守殿被 仰出、御目見之刻、右御礼被仰上処、御懇上意有之云々。依之、為御礼御城より山城守殿、加賀守殿、日向守殿、豊後守殿、備後守殿へ被成御座、其より肥後守様<sup>江</sup>被為人、其より御上屋敷へ被成御座、至未刻、御中屋敷御帰館也。右御拝見之事、尤甲府様、御三人様方之外御並無之云々。

山城守殿より御用之儀候条、聞番之内一人、可能越旨申来。土方勘解由参進之処、御能御拝見之儀、為御礼明朝甲府様、御三人様方御登城被成候条、中將様ニも御登城可被遊旨、被仰渡

云々。

閏三月は能関連の重要な出来事があった月で、十二日条を除くほぼ全日にわたり能の記事が管見に入る。この日は月初め恒例の江戸城への登城の際、近日中に行われる予定の將軍綱吉が能を舞う催しについて、綱紀も拝見するようにとの命が下った。將軍へのお目見の前に、側用人牧野備後守成貞から申し渡され、將軍との対面の際には御礼を申し上げている。その後老中戸田山城守忠昌と、徳川の血縁であり綱紀の親戚でもある保科肥後守を訪問した後、加賀藩の上屋敷に寄ってから中屋敷に戻っている。これは御能御拝見についての報告のほか、当日に向けての準備のため、情報収集を行っていたかと思われる。拝見は甲府宰相徳川綱豊と御三家もともに呼ばれており、前田家にとっては徳川家の面々と同等に扱われたことになり、非常に名譽なことと言える。なお、戸田山城守から、翌日上記の面々が御礼の挨拶に江戸城に登城するので、綱紀にも再度登城するように申し渡された。

#### 【貞享三年閏三月二日条】

二日 天晴、為昨日之御礼御登 城也。先山城守殿へ被成御座、其より備後守殿へ被成御座、其より肥後守様へ御寄、其より御登 城。御出六半時、御帰館九時少前也。

御能御拝見之事、被 仰出候條、以御直書在金沢年寄中へ可被 仰下之旨、被 仰出云々。(後略)

前日閏三月一日条で申し渡された通り、將軍綱吉の能を拝見できることに対する御礼を申し上げるため、綱紀は前日に続き江戸城に

登城する。登城の前に、老中の戸田山城守、側用人牧野備後守と、親戚でもある保科肥後守の各邸に立ち寄っている。これは前日と同様に、情報収集などのためでもあろう。また、將軍の能を見舞する旨を、綱紀自身による直書で国元の金沢の年寄中にも知らせる旨が命じられている。

### 【貞享三年閏三月三日条】

三日 天快晴無風。今日、高德院様御忌日ニ付、廣徳寺御参詣也。但先御上屋敷迄被為成御座、其より御参詣、又御上屋敷へ被為入、九半時前御中屋敷 御帰館也。今朝御出者五半比也。予未刻より当番にて出仕之処、桐之間を舞臺ニ可被 仰付之條、竹田平四郎へも様子承。先橋懸之躰、御屏風を以仕つらひ可入御覽旨被 仰出。則仕つらひ入 御覽候処、又御好等有之、本舞臺之通ニ可仕旨被 仰出。桐之間三間四方ニ付、御料理間へ九尺圍出、橋懸も法之通幅七尺ニシテ圍之、長サハ成次第長ク可仕旨被 仰出。大書院を楽屋ニして五間餘ニ成也。但板張事、五日時分ニ可被 仰付候。先明日者、晷之俵にて只橋懸之高欄迄可仕旨被 仰出也。橋懸長サ之事、三間・五間・七間・十一間迄も有之由也。今夜於桐之間平四郎、市十郎以下謡被 仰付。先通盛を初より切迄被 仰付。次桜川くせより切迄つほ折<sup>(任力)</sup>舞可申旨被 仰出。表御居間二之間にて舞也。平四郎其以後市十郎ト交々海士、東北、はせを等仕舞被仰付。又平四郎ニ歌占之切斗仕舞被 仰付也。五時分より初、九時前相濟。今晚於大書院二之間、兵部、新左衛門例座にて誓詞申越面々、山東作左衛

門、加藤市丞、同勘左衛門、同惣大夫、太田清兵衛、齊藤善助、且又竹田平四郎、諸橋市十郎、波吉左平次、平井伝十郎也。則此十人、右謡被 仰付時分、参出仕也。

閏三月三日は初代藩主前田利家の祥月命日であり、綱紀は前田家が江戸の菩提寺とする廣徳寺（現在の東京都練馬区）に参詣するが、その前に本郷の上屋敷に立ち寄り、参詣後再び上屋敷を訪れている。この日、中屋敷の桐之間を能舞台に設える作業が行われた。当番であった葛巻昌興は主君から桐之間設えの命を受け、お抱え役者の竹田平四郎（後の権兵衛）にも様子を問うている。橋掛りを屏風間で仕切りして作るなどして綱紀の好みや意向を伺う。座敷舞台でも本舞台と同様に作るよう指示され、桐之間はちょうど三間四方のため、御料理間を九尺ほど仕切って使うことにする。この九尺は後座として使われたか。橋掛りも当時の本式通り幅七尺、長さは可能な限り長くするようにとの仰せがあった。橋掛りの長さは大書院を楽屋にし、大書院からの距離で五間としたが、明日能を催すので床はすぐに板張りにはせず、現状の畳のままとし、橋掛りは高欄の部分だけを作るよう指示があった。

舞台に予定された桐之間で、竹田平四郎と諸橋市十郎に〈通盛〉の番謡や〈桜川〉の壺折仕舞（紋服の上に小袖を羽織って着用）を命じた。また、この日の晩に大書院二之間で奥村兵部・多賀新左衛門に誓詞を呈上した、御徒の山東作左衛門や御細工人の加藤勘左衛門・惣大夫ら家臣六名と、前述の竹田・諸橋および波吉左平次、平井伝十郎の四名の能役者ら十名が、先の謡仰せ付けの時分に参上した。

【貞享三年閏三月四日条】

四日 天陰風烈。未后刻於表御居間青山織部、松平主膳、小幡  
大学、青地弥四郎、山崎主税仕舞之稽古被 仰付也。平四郎、  
市十郎及指南。

於大書院御勝手平四郎ニはせを御舞せ被成、御小鼓被遊。加  
藤市丞扇拍子、山東作左衛門笛仕也。秉燭之比より於桐之間御  
能三番被 仰付也。〔舞臺之仕つらひ、如昨日先仮ニ御屏風ニ  
て圍、畳之まゝ也。〕

市十郎 通盛ツレ佐十郎 与平次 勘左衛門 太左衛門

平四郎 桜川 千方ナシ 同人 市 丞 惣大夫 作左衛門

左平次 吳 服切ワキナシ 勘左衛門 金子久兵衛 作左衛門  
惣大夫 作左衛門

地謡ハ、清兵衛、善助、半助、渡部甚五右衛門等也。  
表御居間二之間ニ 御着座、御見物也。当番之頭中等見物可仕  
旨被 仰出。尤佐渡、兵部も御夜詰ニ参出ニ付、則見物被 仰  
付也。

今日於大書院二之間、兵部、新左衛門<sup>例座</sup>ニて藤本太左衛門、  
山本与平次、藤田太右衛門、山口半助へ誓詞申渡。

主君の能の稽古が盛んになるに伴い、家臣たちも稽古を命じられ  
る記事が増えている。青山織部ら五名の家臣に仕舞の稽古が命じら  
れた。竹田平四郎や諸橋市十郎が指南する。

この日は大書院で竹田平四郎に〈芭蕉〉を舞わせ、綱紀が小鼓を  
打ったほか、前日に能舞台にしつらえた桐之間において、〈通盛・

桜川・呉服〉の能三番が演じられた。シテやワキは能役者が演じ、  
囃子方は笛の藤本太左衛門や御細工人の加藤兄弟や御徒山東作左衛  
門らが務め、地謡も太田清兵衛・斉藤善助ら御徒の家臣。内々の催  
しであるが、出仕している当番の面々には見物が仰せつけられた。  
前日の竹田、加藤らに続き、この日は能のために出勤していた笛役  
者藤本太左衛門、ワキ役者山本与平次、地謡の山口半助らに誓詞が  
申し渡されている。

【貞享三年閏三月五日条】

五日 天晴風吹。今朝廣徳寺江為 御名代前田佐渡参詣云々。

今晚於表御居間仕舞等被 仰付。生駒右近初而羽衣仕舞被 仰  
付也。戸田百助山姥之太鼓被 仰付也。

今日別所半六郎、不破新十郎蒙 御気色。

前日につづき、家臣に能の稽古を命じる記事。この日は生駒右近  
が〈羽衣〉の仕舞を、戸田百助が〈山姥〉の太鼓を命じられている。  
末尾に別所半六郎と不破新十郎の二名が勘気を蒙ったとある。能  
の記録とは直接関わらないが、勘気の原因が能の稽古である可能性  
も考えられるため、翻刻しておく。なお、勘気を蒙った一人である  
別所半六郎は、閏三月十日に金沢に帰されている。

【貞享三年閏三月六日条】

六日 天晴。四時御下屋敷へ被成御座、七半過御帰館也。

今日、桐之間先日被 仰出通、板張ニ付、聊申談候品有之。已  
后刻御鼓 参進之処、小泉勘十郎、稲垣三郎兵衛被申渡ハ、桜

川、自然居士之脇稽古可仕旨、昨日被 仰出候条、可意得其旨之由也。即 奉畏旨、及御請也。右近へハ海士之任手被 仰付由、同名平次郎ハ大鼓稽古被 仰付之由也。

三日条にある通り、桐之間を能舞台に仕立てるにあたり、前日の五日に畳から板張に替えることになっていた。五日条にはその旨が記されていないが板張が行われたようで、それについて話し合いがなされた。恐らく微調整、修正などが命じられたと考えられる。家に能の稽古を申し渡す記事が続く。筆者の葛巻昌興には、《桜川》および《自然居士》のワキの稽古が命じられた。命を受けた昌興は、早速翌日より稽古を始めている（同月七日条参看）。また、同様に生駒右近には《海士》のシテ、葛巻平次郎には大鼓の稽古が命じられている。

#### 【貞享三年閏三月七日条】

七日 天晴。今日保生九郎方へ竹田平四郎為御使罷越也。御説之趣生駒右近奉也。

別所半六郎事、御勘発甚、早々金沢へ可 相返旨被 仰出由、此旨小泉勘十郎・有賀甚六郎、別所宿所へ相越、申渡云々。

今晚山本与平次招之、桜川之脇習之。

加賀藩お抱え役者竹田平四郎を宝生九郎のところへ使いに遣る記事。恐らく御能拝見の件や今後の能の稽古について綱紀の意向が伝えられたものと考えられる。また、前日に能の稽古が申し渡された葛巻昌興は、早速春藤流ワキ役者山本与平次を招き、《桜川》のワキを習った。別所半六郎への綱紀の怒りは甚しく、本国送還が下命

された。

#### 【貞享三年閏三月七日条】

八日 天晴。今日上野御参詣。尤先日之首尾ニ付、無之。

明後十日御慰能可被 仰付旨、予奉之而、野村与三兵衛、和田小右衛門へ申渡也。保生九郎可被 召寄旨也。其旨野村、和田方より九郎方へ以手紙申達也。又平四郎為御使九郎方へ被遣之也。予 御旨を奉而、則伝之。（後略）

二日後の閏三月十日に能を催すことになり、綱紀の意向を筆者葛巻昌興が野村・和田へ伝えている。それに伴い、宝生九郎を召し寄せるため、野村と和田の九郎への手紙を、竹田平四郎に届けさせることになった。この君命も葛巻が承り、両者に伝えている。

#### 【貞享三年閏三月九日条】

九日 天晴。明後日於御上屋敷戸田山城守殿御饗心之事ニ付、御飭等 御覧の為御上屋敷へ被成御座。御出九前、御帰館八時前也。

戸田山城守殿より御使者を以被仰越、明後日之義、御約束被成置候得共、御城に御用有之、何時御隙明可申も難知候間、御延引可被成候旨也。

今晚別所半六郎金沢へ発出。

明後日の閏三月十一日に本郷の上屋敷で老中戸田山城守を饗心する予定が入っており、部屋飾りなどを確認するため、綱紀も上屋敷を訪れている。戸田を招待した目的は、やはり江戸城での能拝見

に向けるの情報収集であったと考えられる。しかし、戸田方より使者が来て、江戸城で用事が入り、いつその用事が終わるかわからないため、延期にしてほしい旨の知らせが入った。その理由は翌日の十日条で明らかになる。

【貞享三年閏三月十日条】

十日 天快晴。今日 公方様小石川御殿江御成可被遊旨之処、御差合ケ間敷儀有之、相延候間、夜前今日之御能御延引可被成哉之旨、保生九郎方より平四郎方迄申越、依之右之御様子何事候哉、可承合旨、夜前被 仰出、間番中間合候へども、至今朝未相知云々。尤今日之御能御延引也。

今朝五半前、戸田山城守殿、牧野備後守殿江被成爲御座。是、今日御成相延候付、御機嫌御伺之御様子也云々。御帰ニ肥後守様へも御寄被成、四半過御帰館。

今日之御能組

九郎	市丞	左吉
水室	清六	市右衛門
同	勘左衛門	市右衛門
通盛	惣大夫	太左衛門
同	市郎兵衛	弟 子
桜井 <small>(川カ)</small>	清六	市右衛門
平四郎	三郎右衛門	市右衛門
源氏供養	治右衛門	弟 子
市十郎	市丞	左吉
春日龍神	治右衛門	弟 子
	与平次	

九郎江野守御所望之儀可有之由也。

公方様御成相延候義ハ、大聖寺之 宮様薨御之段、昨日達台聴、仍御延引之由。是、今上 御妹子様之由。右之儀ニ付、御城江御勤之儀ニ不及之旨、備後守殿御指図之由也。右之義今朝御出迄も不相知也。

幸清六、観世左吉儀、親同事ニ御扶持金被下之。樋口次右衛門儀被 召出之旨、今日野村与三兵衛、和田小右衛門申渡之。件之三人、六郎次郎、三郎右衛門被召連、相越也。次右衛門儀、習事伝授候哉、可相尋旨被 仰出。小右衛門相尋之処、不残伝授之由、清六も脇より詞を合之由也。

小左衛門月軒—小左衛門月三—五郎次郎—清五郎  
 小兵衛—五郎左衛門  
 小左衛門単月—清六

観世与左衛門—三郎兵衛—左吉

加藤惣大夫儀、兼々道成寺伝授之事清五郎江被懇望といへども、自余之弟子之例ニ罷成ニ付、未能許容。依之、頃日惣大夫願之趣、稲垣三郎兵衛より及 御内聴之処、伝授仕候様ニ清五郎江可被 仰渡候。且又外ニ伝授事も此序ニ可申上旨被 仰出。仍檜垣、朝長せんほう、石橋、望月、此分伝授事之由、言上之。右道成寺之事者、野村与三兵衛、和田小右衛門方より、且又外之事ハ兵部方より可相達旨被 仰出。昨日各相達之処、惣大夫未若輩ニ付、許容不仕候へとも被 仰付之上者、自余之格ニ不罷成候条、伝授可仕之旨及御請。且又檜垣等儀者、弟子之内へ伝候ハ、一兩人ならで無之候へ共、清五郎久々相煩、御奉公不

相勤候間、此度御奉公にも可罷成かと奉存候条、檜垣伝授可仕之旨、是又及御請由也。

この日は將軍綱吉が小石川の離宮を訪れる予定であったが、延期になった。前日の晩から、十日に予定していた能が延期になるのかどうか、宝生九郎が竹田平四郎を通じて問い合わせがあった。問い合わせてみたものの、朝になっても理由は不明のままであったが、能は延期と決まった。日記には行われなかった番組が記されている。曲名に〈桜井〉とあるのは〈桜川〉の誤りであろう。五番立ての番組以外に、宝生九郎に〈野守〉を所望する意向であったことも分かる。

將軍の小石川への御成りが延期になったのは、大聖寺門跡の永享女王の薨去が京都から知らされたことによると判明した。永享女王は御水尾天皇皇女で、幼名珠宮。今上帝である靈元天皇の同母妹にあたる。大聖寺は花の御所の跡地に創建された臨濟宗の尼寺で、代々皇女が門跡を務めている『徳川実紀』閏三月十一日条には、「京よりこの九日驛使あり。當今の御妹大聖寺の宮永享。五日にうせたまふよし注進ありしをもて。宿老の奉書してとはせ給ふ」とあり、五日に亡くなったとある。当日記によると、前日の九日に訃報が届いており、十一日に前田家に招かれていた戸田山城守が急に延期を申し出た理由も永享女王薨去によるものと推察できる。なお、『徳川実紀』および当日記の閏三月十二日条によると、將軍綱吉は二日後の十二日に小石川御殿を訪れている。

江戸の役者で小鼓の幸清六と太鼓の観世左吉に、それぞれの親と同じ扶持金が与えられることになった。金春座付きの小鼓役者樋口

次右衛門を召し出すようにとの命が下る。清六・左吉・樋口はワキ春藤六郎と太鼓の金春三郎右衛門に連れられてやって来た。樋口には習事を伝授しているかを家臣の和田小右衛門に尋ねさせたところ、すべて伝授済みであるとの返答があった。伝授する側である幸清六も同様に答えたという。また、小鼓の幸家と太鼓観世家の略系図が書き留められている。

御細工人で小鼓を打つ加藤惣大夫が、かねてより〈道成寺〉の伝授を幸清五郎に懇望していたが、ほかの弟子との兼ね合いもあり、許されていなかった。惣大夫の願いは家臣稲垣三郎兵衛を通じて綱紀の知るところとなり、惣大夫に伝授するようにと幸清五郎に申し付けた。綱紀が他の伝授事についても尋ねると、〈檜垣・朝長懺法・石橋・望月〉と大曲が挙げられた。〈道成寺〉と他の伝授事は、別々に清五郎に申し渡すようにと仰せが下り、それぞれ別の家臣が伝達役を仰せつかった。前日の九日に申し渡したところ、〈道成寺〉は惣大夫が若輩者であるため、今まで許可していなかったが、仰せつかったからには、他の弟子達とは別格の扱いとして伝授したいと承諾した。また、〈檜垣〉などについては、本来弟子に伝えるのは一、二人でなければいけないが、清五郎はずっと病を患っていて、奉公が叶わずにいたが、習事伝授が、主君への奉公にもなると思い、承諾したとある。弟子に習事を伝授することに大名が口添えや命令をするというのは、江戸時代ならでのことで、大名とお抱え役者の関係が窺い知れる。

【貞享三年閏三月十一日条】

十一日 天晴風静。昨日被仰下ニ付、保生九郎末后刻より参上。於表御居間 御目見。野村与三兵衛披露之。九郎則 御懇之儀共難在候旨言上之。其儀畢而退出。於御小書院二之間御料理被下之。野村与三兵衛為相伴。「但此儀、先例有之ニ付而也。先年於御上屋敷、春藤六郎次郎等参上之砌、於一本柱、每度頭共相伴。且御徒之者給仕勤之由、今日も御徒也。」御酒時分、和田小右衛門御使ニ出。

其後召 御前、御仕舞御稽古之事有之云々。夜四時比九郎退出候也。今日、平四郎江石橋伝授之事、且又市十郎弟子ニ被仰付之旨、九郎江被 仰聞。則及御請云々。

御城坊主大森永寿より申来。只今迄毎日殿中之様子書付差越候へども、向後難成首尾有之候。御三人様方之衆於殿中御用之儀も難成之由云々。

今日於表御居間新筆之御屏風并御料紙箱等 御覽也。且金入等之巻物 御覽。是御献上之御用意也。

宝生大夫の九郎が前田家藩邸を訪れる。綱紀に挨拶をした後、九郎に料理が出された。家臣の野村与三兵衛が相伴する。これは以前ワキ役者の春藤六郎次郎らが参上した際、頭分の家臣が相伴した先例に倣っている。

料理の後、綱紀の仕舞の稽古が行われた。そのほか、竹田平四郎へ「石橋」を伝授することと諸橋市十郎を弟子にすることが九郎に委嘱され、九郎は承諾する。竹田平四郎は金春家の分家の当主でありながら、流儀の違ふ宝生九郎から「石橋」を習うことになった。

現在では考えられない話だが、主君の命により流儀を越えて伝授が行われるというのは、前日の十日条同様当時の大名と能役者の関係を反映していると言えよう。また、金沢のお抱え役者諸橋市十郎は、もとは金春流から喜多流に転流を命じられたのであったが、藩主綱紀同様宝生に弟子入りすることになり、更に流儀が変わることになった。前田家が、將軍徳川綱吉の寵愛する宝生流へと傾倒していき、後に「加賀宝生」とまで呼ばれるようになる分岐点とも言える記事である。

末尾には、綱吉が屏風と料紙箱および金入りの巻物を見る記事がある。これは御能ご拝見の御礼として用意したものである。上記の品物を將軍へ献上する記事が、同月二十七日条に見える。

【貞享三年閏三月十三日条】

十三日 天晴。肥後守様江依御招待被成御座。九半時過御出、七半比御帰館云々。今日御出之刻、於御勝手御廊下幸清六、観世左吉今度御合力被下ニ付、御通懸ニ御目見。富田治部左衛門披露之。且御肴献上。但御肴者奏者番方へ先ニ相達候由也。  
〔樋口治右衛門儀ハ、御帰候時分、鳥目ニ而 御礼申上也。〕  
今日 公方様ニ之御丸江 御成。舞楽上覽、畢而御能五番有之云々。

今晚九郎ニ可被致伺公旨兼而被 仰下、然共ニ之丸江 罷出ニ付、至戌后刻参入、子刻比退出云々。今昼多賀直方潜ニ伝達之、近々御慰御能之時分、予ニ桜川脇可 被仰付旨ニ候へ共、被差替之、羽衣之脇被 仰付之由也。依之、則今晚山本与平次ニ習之。

綱紀は保科肥後守正容に招待され、保科邸へ赴く。綱紀の正室摩須姫は保科家の生まれで、綱紀と正容は義理の兄弟にあたる。出発の際、十日条で合力金が与えられることが決まった幸清六と観世左吉がお目見えに訪れ、肴を献上する。また、小鼓役者の樋口次右衛門は、綱紀帰館の際、鳥目を捧げて拝礼している。

夜、宝生九郎に出仕を以前より申し付けていたが、この日は江戸城二の丸で舞楽と能が催されたため、九郎は江戸城に出仕することになり、江戸城での勤めが終わった後の戌の后刻（午後九時頃）という遅い時刻に加賀藩邸に参り、夜中子の刻に帰っていった。遅くまで稽古が行われたか。

家臣の多賀直方から内々に伝達があり、葛巻昌興が御慰みの能の際に勤める役が変更になったことを知らされる。当初は〈桜川〉のワキの予定だったが、〈羽衣〉のワキに変更となった。この日葛巻は早速ワキ役者の山本与平次に〈羽衣〉を習った。

### 【貞享三年閏三月十四日条】

十四日 天陰南風烈。戸田山城守殿御招請之事、来十八日ニ可有御出旨、昨日相極之由也。今日松浦肥前守殿<sup>牧</sup>牧野備後守殿御招請能興行之由。依之、以御使礼檜重一組御進贈也。昨夜山本与平次義、稽古之事ニ付及深更、依之一宿。則其旨、今日有賀、小泉、稲垣、塩川、永原へ以切紙相断也。

九日条で延期となった、老中戸田山城守を招待しての饗応の日取りが、当月十八日に決まった。平戸藩主松浦肥前守重信が側用人の牧野備後守成貞を招待して能を催すと聞き、檜重一組を送っている。

前日十三日条で、夜にワキ役者の山本与平次が筆者葛巻に〈羽衣〉の稽古をつけている記事があるが、夜更けまで稽古したため、与平次は前夜加賀藩邸に泊まった。葛巻はそのことを上司でもある有賀や小泉らに書面で報告している。

### 【貞享三年閏三月十五日条】

十五日 雨降、巳中刻比より属晴。今朝 御登城如恒也。御帰ニ御上屋敷江可被為人旨、今朝被仰出。佐渡、兵部已下如例参候之処、御城より御老中方江被成御座候条、御寄被遊間舖旨被 仰出之由、永井伝七郎方より野村与三兵衛、和田小右衛門宛所ニて紙面を以申越。依之、何茂罷帰也。（予も今日当番にて参進する所也。）

公方様御能来廿一日可被遊候条、御拝見可被成之旨、且又中将様ニ茂御能可被遊旨、上意有之云々。依之、為御礼 御城より山城守殿・老岐守殿并備後守殿へ可被成御座。九時御中屋鋪御帰館也。

今日七半比より保生九郎参上。子刻比退出云々。是御稽古之事也。

十五日は月次の大名登城の日である。綱紀はいつも通り登城する。将軍徳川綱吉が能を舞う日が閏三月二十一日と決まり、一日条と同様に拝見するようにとのお達しに加え、綱紀にも能を舞うようにとの上意があった。この上意の御礼として、綱紀は戸田山城守、牧野備後守らの屋敷を歴訪する。そのため、本郷上屋敷に寄る予定を取りやめ、老中の屋敷から中屋敷へ直帰となった。前年の貞享二年頃

から老中らより、能が舞えるかどうかにつき内々の問い合わせが当日記にも見えていた。綱紀も小鼓を打ち、頻繁に能役者を呼ぶなど、少しずつ準備していたのは、近いうちに右の如き上意があると見越していたものと思われる。

この日夕刻から深夜まで宝生九郎が参上する。江戸城で能を舞うにあたり、その稽古のために参上したか。

【貞享三年閏三月十六日条】

十六日 天陰、晚来小雨洒。今夜於桐之間御能五番有之。御内々之儀也。(御能組不可写旨、多賀新左衛門御横目申<sup>江言達也。</sup>)

羽衣 生駒右近 <sup>ワキ</sup>葛巻仲四郎 加藤市丞 藤井太左衛門 <sup>(本)</sup>  
<sup>ツレ</sup>山本与平次 同惣大夫 山東作左衛門

源氏供養 多賀新左衛門 山本与平次 加藤勘左衛門 山東作左衛門

御 桜川 山本与平次 加藤市丞 山東作左衛門  
男 葛巻平四郎 同惣大夫  
子内 内田又八郎 丹齋弟也

海士 諸橋市十郎 太田清兵衛 勘左衛門 太左衛門  
久兵衛 作左衛門

大臣 内田又八郎 <sup>謂之</sup>与平次

弓八幡 竹田平四郎 与平次 市丞 太左衛門  
惣大夫 作左衛門

内々で能が催された。演目は〈羽衣・源氏供養・桜川・海士・弓八幡〉の五番で、綱紀は〈桜川〉を舞った。稽古を兼ねているので

あろう。筆者の葛巻は〈羽衣〉のワキを務めている。この日の出演者は玄人の能役者はシテの竹田平四郎と諸橋市十郎、ワキの山本与平次、太鼓の藤本太左衛門(番組に「藤井」とあるのは誤り)ら古参のお抱え役者くらいで、あとは御細工人の加藤兄弟や御徒の山東作左衛門ら家臣が務めている。将軍御前能を想定した内々の催しであるためか、見物の者共は番組を書き写さないようにと、〈源氏供養〉のシテを務めた多賀新左衛門が横目申に申し渡してもいる。

【貞享三年閏三月十七日条】

十七日 四半過より保生九郎参上。於表御居間御目見。則御稽古之事有之。且又桐之間舞台ニて桜川被遊(御装束)、九郎江御見せ被為成。尤無残所御仕舞之由、頗奉感也。(予御脇指ヲ持罷出。村宗次郎 御刀ヲ持、御幕之内ニ候。)

明日、山城守殿御出之義、御城ニ御用有之候間、御差延可被成候。明後十九日御隙ニ候ハ、可有御越旨、山城守殿より御使者を以被 仰越之由也。

宝生九郎が参上し、稽古が行われる。桐之間の舞台で綱紀は装束を着用して〈桜川〉を舞い、九郎に見せた。九郎は完璧な演技だとしてこれを絶賛した。昌興が綱紀の脇差を持って、綱紀の後ろに控え、佩刀を捧げた村が幕の内に控えるのは、大名能の作法である。

なお、十四日条で戸田山城守忠昌を招待しての饗応が翌日十八日と決まっていたが、戸田が江戸城で御用があるとのこととさらに延期となり、翌々日の十九日と決まった。

【貞享三年閏三月十八日条】

十八日 雨降、午後属晴。今日 公方様小石川御殿<sup>江</sup> 御成可被遊之旨之処、雨天ニ付御無之云々。今日予未刻より出仕之処、明十九日從 御上屋敷 御帰館被遊。是御能可被遊候条、兼而之通羽衣之脇可相勤旨被 仰出由有賀宗治言達之。

今夜於桐之間御舞台 御装束ニて桜川 被遊也。畢而為稽古新左衛門巴ヲ仕也。脇平次郎、ツレ脇与平次也。

今日御上屋敷へ不被成御座。以前九郎ニ能二番可被 仰付旨之処、御成之義ニ付、九郎備後殿ニ相詰候故、参上難仕由申越ニ付、御延引也。

將軍綱吉の小石川御殿への御成りが雨天のため中止となる。翌十九日に能をするので、十六日条同様〈羽衣〉のワキを務めるよう、昌興は有賀宗治から言い渡された。綱紀は連日の如く桐之間の座敷舞台で装束をつけて〈桜川〉の稽古を行う。その後家臣の多賀新左衛門は〈巴〉を稽古した。また、この日上屋敷で宝生九郎に能を舞うよう申し付けていたが、將軍の御成りのため九郎は側用人牧野備後守の屋敷に詰めていた。そのため、加賀藩邸に出仕できず、延期となった。

【貞享三年閏三月十九日条】

十九日 天陰。(中略)

今日戸田山城守殿御招請也。依之九時前御上屋敷へ被成御座。御出已前被 仰出へ、今日御能佐渡・兵部、其外有合候頭分之面々見物可仕旨、兵部、新左衛門迄被 仰下也。

八半比山城守殿御出之由。御相伴久世出雲守殿、戸田能登守殿、同大学殿(此御両人者山城殿御息也)、戸田長門守殿、水野越前守殿、蒔田権佐殿、延寿院也。御勝手<sup>江</sup>横山内記殿・同左門殿、本多弥兵衛殿也。御盃之上御腰物 被進之。横山内記殿被持出云々。御酒之内御拍子三番。

九郎	老松	三郎右衛門	左吉
平四郎	江口	清六	六郎左衛門
市十郎	猩々	市郎兵衛	市右衛門
		大藏長右衛門	市右衛門
		市丞	太左衛門
		惣大夫	六郎左衛門

御盃被下之云々。御盃山城守殿御初之由也。且又佐渡、兵部、新左衛門へ山城殿

今日 公方様御料理人衆金井六右衛門被 召寄也。七半過御中屋鋪御帰館也。今晚御稽古御能六半比より初、八時比相濟也。表御居間西之御縁之方ニ被成御座(舞臺ハ桐之間也)。佐渡、兵部、新左衛門、其外頭分之面々ニ之間伺公。

羽衣	生駒右近	葛卷仲四郎	加藤勤左衛門	藤本太左衛門
		ツレ山本与平次	佐々木伊織	一曹六郎左衛門

実盛	津田伊織	諸橋市十郎	加藤市丞	藤本太左衛門
		ツレ与平次	寺西三郎平	山東作左衛門

野々宮	平四郎	山本与平次	加藤市丞	六郎左衛門
			樋口治右衛門	

此間ニ御重菓子出、則佐渡・兵部以下之輩、於二之間同御重

之内被下之。

源氏供養 多賀新左衛門 ワキ平四郎 加藤勘左衛門 山東作左衛門

ツレ平井傳十郎 惣大夫

御  
桜川 山本与平次 加藤 市丞 六郎左衛門  
金子久兵衛

子方内田又八郎  
男葛巻平次郎

熊坂 市十郎 太田清兵衛 関屋市右衛門 戸田 百助  
樋口右衛門 山東作左衛門

切、千秋楽謡之。兼而ハ平四郎へ乱可被 仰付旨之処、

可及深更候条、重而之儀と被 仰出之由也。

今夜地謡ニ御小将之内より高島彦大夫、上月与左衛門被

召出。其外ハ御徒、御細工之者等也。且又拍子方ハのしめ

長袴、地謡ハのしめ半上下也。

御能拜見之面々、常之小袖麻上下着之。

○桜川被遊時分、御脇指予持之。如先日、大鼓之際ニ伺公。御

腰物者、村宗次郎持之。橋懸之外ニ伺公。

○御菓子被下刻、列座之面々、佐渡、兵部、野村与三兵衛、平

岡五左衛門、藤田平兵衛、永井伝七郎、有賀甚六郎、玉井藤左

衛門、小泉勘十郎、稲垣三郎兵衛、和田小右衛門、高田十郎兵

衛、土方勘解由、原三郎左衛門等也。新左衛門者、此間ニ装束

仕也。上屋敷で老中戸田山城守忠昌を招いての饗応。幕府奏者番の久世

出雲守重之や戸田の子息たちや親類、医師の延寿院らが御相伴とし

て招かれている。舞囃子が三番催されたが、さすがに綱紀や藩士たちが舞うことはなく、宝生九郎や竹田平四郎、諸橋市十郎の名がみえる。囃子方も加藤惣大夫以外は玄人の能役者ばかりで、四座の役者が中心である。

宴終了後、中屋敷へ戻り、桐之間の舞台で稽古能が行われる。戸田山城守の饗応に出演した笛方の一噌六郎左衛門やシテ方の竹田・諸橋が引き続き稽古能に参加している。十六日条と同様、綱紀が〈桜川〉を舞い、昌興が〈羽衣〉の脇を務めているが、他の演目や出演者は少し異なっている。地謡は小姓二名のほか、御徒や御細工人が謡ったとある。

また、十七日条同様、葛巻は〈桜川〉の際に主君綱紀の脇差を持って舞台上に控えていた。「大鼓之際」と伺候する場所が明記されている。同日条では刀を持って幕の内に控えていた村宗次郎は橋掛かりの外に伺候していたとある。帯刀が必須の武士が能を舞う場合に刀をできる限り近くへ備えていたことがわかる記事である。

### 【貞享三年閏三月廿日条】

廿日 天晴。(中略)

来廿五日、御能御興行、可被遊之由、仍前夕御平均可被遊候条、

六郎次郎、三郎右衛門、一郎兵衛、清六、左吉等可召寄旨被

仰出也。

閏三月二十五日に、加賀藩邸において能を催すことに決めたため、それに向けての稽古のために、春藤六郎次郎(ワキ)、金春三郎右衛門・葛野市郎兵衛(以上大鼓)、幸清六(小鼓)、観世左吉(太鼓)

ら出入りの能役者を召し出すように指示した記事。二十五日条によると、招待客は親類縁者およびその家臣が中心である。なお、「御平均」とあるが、当該の字には「ならし」という読みがあるので、本番前の慣らし稽古と考えて良からう。

【貞享三年閏三月廿一日条】

廿一日 天快晴無風。午後風少々発。今日 御能御拜見ニ付、直二二之御丸<sup>江</sup> 御登城〔御熨斗目・御半上下〕。御出六半比、御帰館七半時前也。 御見物之 御席、甲府様・尾張様御父子様、紀伊国様御父子様、水戸様御父子様、中将様、以上御八人御着座之由。又御つい立を隔、松平左京大夫殿、同出雲守殿、撰津守殿、讃岐守殿、肥後守様、松平刑部大輔殿、同播磨守殿、井伊掃部頭殿、松平長門守殿、藤堂和泉守殿、本多中務大輔殿、松平隠岐守殿等、御着座云々。今日御能前後、両度 御目見、御懇之 上意有之云々。則西后刻、表御居間<sup>江</sup>御出被成、佐渡、兵部被 召出。今日 御拜見之義、且又 上意之趣、御ふいちやう被遊、此旨頭分之面々も可申聞之旨被 仰出也。

今日 公方様<sup>四</sup> 邯鄲、<sup>六</sup> 橋弁慶、<sup>七</sup> 乱、以上三番被遊之由。外阿部豊後守殿<sup>一</sup> 頼政、牧野備後守殿<sup>三</sup> 井筒、同美濃守殿<sup>一</sup> 加茂、齊藤飛騨守殿<sup>五</sup> 声刈、此分御動已上七番之由也。脇も中山下野守殿、平岡信濃守殿、富田大学殿等、ケ様之御衆之由、御拍子方も皆以桐之間衆等迄之由也〔役者より宝生九郎、桐谷藤左衛門、大藏弥太郎、此三人斗被 召出之由〕。

今日御能ニ付、御檜重、一組御献上也。御内所よりも同御進上

也。御帰館追付山城守殿、備後守殿<sup>江</sup> 御使札被遣之也。明日、御礼ニ 御登 城之由、今日者 御老中方へも不被成御座、直ニ 御帰也。

今夜、桐之間御舞台にて、海士・桜川御稽古被遊也。

江戸城二の丸で能を拜見するため、綱紀は登城する。前々からの予定通り將軍徳川綱吉が能を披露した。綱紀は甲府宰相綱豊や御三家の面々と共に座に着き、衝立を隔てて徳川譜代の藩主たちや保科正容、毛利侯ら若十の外様大名が拜見する。綱吉は〔邯鄲・橋弁慶・乱〕を舞った。他の演目もすべて老中や側用人など幕臣たちがシテやワキ、囃子方を勤めている。召し出された役者は宝生九郎と宝生座地謡の桐谷藤左衛門および狂言の大藏弥太郎の三名のみで、恐らく後見や地頭、間狂言などを勤めたか。『徳川実紀』には以下のごとくある。

廿一日二丸にて猿楽の御遊あり。加茂。井筒は阿部豊後守正武。声刈は齋藤飛騨守三政。邯鄲。橋弁慶。狸々乱は御所作なり。狂言は福神。いくる。(以下略)

この日綱紀は老中らの役宅に挨拶に寄ることもなく、藩邸に直帰した。夜は〔海士〕と〔桜川〕の稽古を行っている。十五日条で將軍の御前で能を舞うことが決まって以来、連日欠かさず稽古している。

【貞享三年閏三月廿二日条】

廿二日 天晴、午後風少々発。 為昨日之御礼、御登城。其より御老中方并備後守殿へ被成御座。且又肥後守様へ御寄被遊云々。今朝五時比御出、九半時過御帰館也。昨日之御出仕ニ付、佐渡・

兵部・新左衛門、御肴献上之云々。今晚保生九郎参入。及夜半之比迄御稽古之事有之。今日紀伊守様江為御使、永井伝七郎被遣之。是昨日御能之拝見之義ニ付、紀伊守様より昨日御使被進候御返礼旁也。

来廿五日御能之砌、善界脇可相勤旨被 仰出也。

前日の御能拝見の御礼を申し上げるため江戸城に登城する。帰りは老中らや牧野備後守邸、保科肥後守邸に立ち寄る。帰館後は宝生九郎が参り、夜遅くまで稽古が行われた。浅野紀伊守のところへ永井伝七郎を使いに遣る。前日の御能拝見について浅野から遣わされた使いへの返礼である。またこの日、昌興は当月二十五日に前田家で催される能で善界のワキを仰せつかった。

【貞享三年閏三月廿三日条】

廿三日 雨降、晩頭属晴。今朝伝通院江為御名代前田佐渡参詣。明後日御能之時分、役付左之通被 仰出。有賀、小泉、稲垣より相触之。

桜川之時分

御腰物

御供

御先

御脇指

海士之時分

御腰物

御先

御脇指

御脇指之儀者、御楽屋御幕際ニ持可有之候。

御腰物事、御出被遊候御跡より二三間程間を置、左之方ニつき御腰物ふせめニ持候而、御供可仕候。

二日後の能興行にあたり、当日藩主綱紀が能を舞う際の家臣の役付が決まり、言い渡される。筆者の昌興は桜川で刀を持って候する役に決まった。なお、以前の記事では脇差を持った家臣は大鼓役者の傍、刀を持った家臣は幕の内や橋掛りの外に控えていたが、今回はその逆で、脇差役が楽屋の幕際に、刀を持つ御腰物役は綱紀が出た後から少し間を空けて供をするように申し渡された。

【貞享三年閏三月廿四日条】

廿四日 今朝戸田山城守殿・牧野備後守殿江被成御座。四時過御帰館也。

今晚御能御稽古として保生九郎并春藤六郎次郎、金春三郎右衛門、葛野一郎兵衛、幸清六、観世左吉、一曾六郎左衛門、桐谷藤左衛門被 召寄之。御つぼおりにて桜川と海士と被遊也。畢而、大佛供養、能柄、御覧可被遊旨にて、各裏付上下にて仕形被 仰付也。仕手ハ市十郎也。善界之脇、六郎次郎江可受指南旨、御直ニ被 仰出。且此旨御用人中江可申談之由被 仰出

生駒右近

葛巻平次郎

井上三大夫

高田久兵衛

山口半弥

也。仍野村与三兵衛・和田小右衛門江申聞之。右両三番之御平均相濟、以後於小書院六郎次郎江習之。

夜に能の稽古のために宝生九郎ら四座の役者たちが呼ばれる。翌日の催しを控えた綱紀は略装の壺折仕舞で〈桜川・海士〉の稽古を行った。呼ばれた役者はすべて翌日の出演者で、綱紀の相手を勤めている（二十五日条参看）。稽古後には〈大仏供養〉の能を見たいということ、役者に袷上下のままに能の型を見せるように申し付けている。シテは諸橋市十郎が勤めた。

葛巻は二十二日条で命じられた〈善界〉のワキを、金春座付のワキ役者春藤六郎次郎から習うように、綱紀から直々に申し付けられた。上記の稽古終了後、葛巻は小書院で春藤の稽古を受けた。

【貞享三年閏三月廿五日条】

廿五日 天晴、昼以後陰。晚景雨降。夜ニ入、雷雨夥敷。頃日無之程也。今日御能御興行ニ付、内記様、前田宮内殿、同相模守殿、同伊勢松殿、横山内記殿、同左門殿、本多弥兵衛殿御招請也。且前田了心、牧村犬松殿同道。并吉村宗利、後藤理兵衛、山添宗積等参上。又延寿院参上。御中入迄滞座也。

御能四時より初ル〔御舞台者御料理間也〕。六時少前相濟也。

御自身桜川、海士被遊也。御名譽儀之旨、役者共奉感声暫不相休也。於大書院御装束被遊也。御能相濟被為入。内記様初御案屋へ被成御座。

伊勢松殿、今日初而御出故、御太刀目六御持参也。平岡五左衛門披露之。

内記様初於表御居間御見物也。尤御料理も此所にて出ル也。奥御料理間より出也。

○今日御色代ハ楽屋に被 仰付故、御客衆大書院御露地より御入也。

○内記様御帰之時分、大書院御縁かわ返御送被遊也。且又此時、九郎并六郎次郎、三郎右衛門、一郎兵衛、清六、左吉、六郎左衛門、藤左衛門 御目見可被 仰付旨被 仰出。何も大書院御縁かわ二伺公、 御目見仕。今日之義、 御意共有之、被為入也。其後於小書院、右面々御酒被下之。為御使和田小右衛門罷出、盃酒及数巡云々。今日御腰物之事、最前者、御供可仕旨被仰出候へとも、御国なと、は違候間、御舞臺へ御出少前ニ、忘口より可罷出旨被 仰出也。且又御幕際ニも御刀ト御脇指と持之也。多賀新左衛門もわすれ口より罷出也。御供ニ罷出輩、各大小之後座ニ伺公也。海士之時、右近御腰物役たりといへども御装束御用有之故、平次郎役之。

○桜川之時御後見平四郎、海士之時市十郎被 仰付也。

○今日、惣様ふくさ小袖麻上下也。尤舞臺御供も同前也。

○伊勢松殿、左門殿、於小書院装束御着用也。

御能組

- |                          |       |
|--------------------------|-------|
| 九郎                       | 勘左衛門  |
| 氷室                       | 惣大夫   |
| 六郎二郎                     | 太左衛門  |
| くらま参                     | 六郎左衛門 |
| 弟子                       |       |
| 前田伊勢松殿 <small>十歳</small> | 市丞    |
| 田村                       | 次右衛門  |
| 与平次                      | 作左衛門  |

九郎 江口	六郎二郎	一郎兵衛	六郎左衛門
横山左門殿	清六	六	
羽衣	与平次	勘左衛門	太左衛門
		金子久兵衛	伊兵衛
佛師	弟子		
桜川	六郎次郎	三郎右衛門	六郎左衛門
		清六	
御中入			
正之丞 <small>九歳</small> 九郎 <small>御子</small>	六郎二郎	三郎右衛門	太左衛門
小鍛冶		次右衛門	伊兵衛
平四郎	与平次	市丞	左吉
龍田		惣大夫	六郎左衛門
海士	六郎次郎	一郎兵衛	左吉
		清六	六郎左衛門
市十郎	こんぶうり	弟子	
善界	葛卷仲四郎	勘左衛門	太左衛門
		次右衛門	伊兵衛
	ツレ 与平次	<small>并源七郎字 河瀬善左衛門</small>	
九野	六郎次郎	三郎右衛門	左吉
守		次右衛門	六郎左衛門
	しびり	弟子	
九郎	与平次	勘左衛門	太左衛門
坂		惣大夫	作左衛門

千秋楽謡之。

予、装束着用も幸小書院明有之ニ付、此所にて着用之。

前田綱紀初の能興行の日。招待客は大聖寺藩の前田内記利直や七日市藩主前田宮内利広、旗本の前田相模孝矩など分家、親戚筋の面々およびその家臣たちが中心である。初出の前田伊勢松は七日市藩二代藩主前田利意の子息で十一歳。この日は〈田村〉のシテも勤めた。後に綱紀の臣下として抱えられ、加賀藩士となる。本日初めて加賀藩邸を訪れたので、太刀と目録を持参した。綱紀の〈桜川・海士〉の相手を勤めた役者たちは、綱紀の技量のすばらしさをいつまでも称えていたという。番組に記された出演者は、江戸の座付役者、京都・金沢のお抱え役者、小姓、御徒、御細工人や家臣のほか、招待客の前田伊勢松や横山左門の名も見えるなど、多岐にわたる。葛巻は予定通り〈善界〉のワキを勤めた。同じく〈善界〉ワキツレの一人河瀬善左衛門も初出の人物で、春藤源七の弟子とある。春藤流能役者であろう。〈小鍛冶〉のシテ宝生止之丞（九歳）も当該記事が初出である。宝生大夫九郎友春の子息で、成長後宝生主馬と称したが、元禄十二年に早逝した。

また、昌興は〈桜川〉の際の御腰物役も務めたが、当初綱紀が幕から出、その後ろから付いていく手筈であったが、国元金沢とは勝手が異なるという理由で、この日は綱紀が舞台へ入る少し前に忘れ口（現在の切戸口）から舞台に出ることになった。また、幕際にも刀と脇差を持った家臣が伺候していたとある。綱紀の御供で出た家臣たちは大小鼓の後座に控えていた。

【貞享三年閏三月廿六日条】

廿六日 雨降。(中略)

六郎次郎・三郎右衛門參上、昨日御相手ニ被 仰付、難有旨申述之、右並之者共ニ昨日者御自身之御能初而御興行被遊、御相手ニ被 仰付故、御祝儀旁被下旨ニて、銀五枚、御国染三端被下之也。与三兵衛、小右衛門申渡之。

九郎方へ平四郎ヲ以、昨日御自身之御能初而御興行、首尾能相濟ニ付、為御祝義御国染十端、箱肴被下之。せかれ正之丞江白銀十枚被下之。

前日の能で綱紀の相手を勤めたワキ役者春藤六郎次郎と大鼓役者金春三郎右衛門が前日の謝意を述べに參上した。祝儀として銀と反物(加賀友禪の祖型であろう)が下された。

宝生九郎へは反物と箱肴が、子息の正之丞には白銀十枚が下された。竹田平四郎に届けさせた。

【貞享三年閏三月廿七日条】

廿七日 天晴、巳下刻より風烈、晚景休止。今度 御能御拝見御礼として、今日金入織物二十卷、蒔絵御硯箱一、同御料紙箱一 御献上之也。今朝伴源兵衛 御城江持參。曾我周防守殿御請取被成云々。及申下刻、從阿部豊後守殿右被遂御披露之由、御奉書到来。則被呈御請也。

御奉書書様

金入織物二十卷、御硯箱、御料紙箱、被献之候。首尾好遂披露之。恐々謹言。

閏三月廿七日

正武判

松平加賀守殿

御請書書様

御札致拝見候、今朝金入織物、御硯箱、御料紙箱、献上之仕候處、首尾好被遂御披露之由忝次第候。恐惶謹言。

閏三月廿七日

御諱御判

松平

阿部豊後守様 御報

右御献上ニ付、大久保加賀守殿、戸田山城守殿、阿部豊後守殿、松平日向守殿、牧野備後守殿江御国絹三十疋、御箱肴、并松平伊賀守殿、太田撰津守殿、喜多見若狭守殿、秋元但馬守殿、稲垣安藝守殿(江同二十疋、御箱肴)御進贈也。

今晚九郎參上。於表御居間芭蕉御稽古被遊也。九郎義、為昨日之御礼正之丞召連參上ニ付、先最前ニ正之丞江仕舞御所望被遊。羽衣、東北、鶴舞之、先達ニ罷帰也。はせを稽古相濟、以後於御料理間舞台、大仏供養切組等平均被 仰付也。仕手市十郎、脇九郎、頼朝清兵衛、警固右近并予、伝十郎也。且又六郎次郎、三郎右衛門も昼より參上。二日之御能組等之事、役之。

二十一日の將軍綱吉の御能拝見の御例として金入織物(金襴である)と蒔絵硯箱、蒔絵料紙箱を献上する。家臣伴源兵衛を江戸城に遣わした。江戸城では受け取りの後、綱吉に披露した旨が老中阿部豊後守より奉書が届く。日記には当該の奉書および豊後守宛の請書の写しが記されている。また、老中や側用人ら將軍の側近たちに

も反物や箱着を贈っている。『徳川実紀』によると、同日条に水戸光圀が、前日の二十六日条に尾張家・紀伊家および甲府の綱豊が御礼の品をそれぞれ献上している。

夜には宝生九郎と子息正之丞が前日の祝儀の御礼を兼ねて参上した。正之丞に仕舞を所望し、〈羽衣〉などを舞わせた後、綱紀は〈芭蕉〉の稽古を行う。近々行われる將軍への能披露に向けての稽古である。稽古後には二十四日条で能を実見した〈大仏供養〉の斬り組の慣らし稽古が命じられた。昌興も警固すなわち頼朝の従者役の一人として、稽古に参加した。〈大仏供養〉は終盤の斬り組が見せ場で舞台上の役者の人数も多いため、慣らしが必要と考えたか。なお、ワキの春藤六郎次郎と大鼓の金春三郎右衛門は稽古の前、昼から参上していた。翌月二日の能組の調整等のためとあるが、四月二日条には能の記事が管見に入らない。江戸城での能との兼ね合いで、日程変更になったか。

【貞享三年閏三月廿八日条】

廿八日 天快晴無風、昼以後陰。今朝 御登 城如恒。御所望之御能之事、来三日と被 仰出之由、且又 御目見之刻、御懇之 上意有之云々。巳后刻御城より直ニ御帰館。今晚七過より御稽古能有之。

市十郎	市 丞	太左衛門
杜 若	与平次	作左衛門
御 芭蕉	市 丞	六郎左衛門
同 人	市 丞	
	次右衛門	

生駒右近 善知鳥 同人 勘左衛門  
 御 桜川 同人 次右衛門  
 九郎 百 萬 同人 勘左衛門  
 千秋楽 同人 惣 大夫  
 勘左衛門 太左衛門  
 六郎左衛門 六郎左衛門

月未恒例の江戸城登城の日である、將軍綱吉所望の大名衆に能を舞わせる日程が、翌四月三日と決まった。綱紀は他家に寄ることもなく直接屋敷に帰り、稽古能を行った。五番のうち〈芭蕉・桜川〉の二番を舞っている。

【貞享三年閏三月廿九日条】

廿九日 天陰、小雨洒。今晚又御稽古能有之。七半時過より初九郎 東北 六郎次郎 一郎兵衛 六郎左衛門  
 芭蕉 与平次 三郎右衛門 六郎左衛門  
 桜川 六郎次郎 一郎兵衛 六郎左衛門  
 清 六 六郎左衛門  
 半比参上也。

前日までに引き続き、次月三日に迫った江戸城での能披露に向けての稽古が続いている。三番の能のうち、番組にシテの氏名が記されていない〈芭蕉〉と〈桜川〉を綱紀が舞っている。七時半時過ぎ、

すなわち午後五時過ぎから始まっているが、宝生九郎は紀州徳川家江戸藩邸から、囃子方の葛野一郎兵衛（市郎兵衛）・幸清六・観世左吉・一噌六郎左衛門は甲府藩主徳川綱豊の屋敷からそれぞれ加賀藩邸に赴いている。役者が揃い次第能を始めたのであろう。上記の両家も綱紀と同じく四月三日に能の披露が控えており、各家が当日に向けて稽古に励んでいたこと、能役者たちも多忙を極めていたことが窺える。後に六代將軍家宣となる綱豊は、綱吉同様に能好きで知られている。

【貞享三年四月一日条】

四月

一日 天晴。御登城如恒。四半時已前、直御中屋敷御帰館也。今日紀伊守様江御使者を以被 仰遣ハ、先比可仰請与御日限をも御約束被成候処、紀伊守様御気色御滞ニ付、御延引。其以後は 御能御拝見之義、且又、御自身御勤之御能事、被 仰出御日限も知レ不申ニ付、御見合被成候。最早御日限も相知申候条、今度、御拝見之御祝儀旁、近日被仰請度之旨也。

今日御稽古能御興行也。依之、内記様、并前田宮内殿、同相模守殿、同織部殿、同伊勢松殿、横山内記殿、同左門殿、同主殿殿、同采女殿、村上次郎左衛門殿、本多弥兵衛殿、竹田法印、且又、牧村大松殿、森雲仙、木下順庵、前田了心、吉村宗利等参入。御能九時前初、六時前相済也。脇能一番相済。先御料理出。其後、御菓子等段々出、御能不残相済、御料理出。於表御居間也。九時過、延寿院参入、はせを拝見之後、伴八矢方へ御

越也。是疱瘡之後、気色相滞ニ付而也。今日御能被遊時分、御腰物役等之事、先日之格也。今日御様常之捨麻上下也。

御能組

市十郎 六郎次郎 三郎右衛門 左  
和布刈 清 六 喜右衛門 吉

保生吉之助 与平次 勘左衛門 作左衛門  
経政 惣大夫

雁盗人 勘左衛門 喜右衛門

御 芭蕉 六郎次郎 三郎右衛門 喜右衛門  
伊勢松殿 金子久兵衛 勘左衛門 太左衛門

九郎 舟弁慶 与平次 惣大夫 喜右衛門  
花筐 六郎次郎 市 喜右衛門  
左門殿 次郎右衛門 次郎右衛門 六郎左衛門

吉野静 与平次 勘左衛門 六郎左衛門  
御 ぬげから 治兵衛

桜川 六郎次郎 市郎兵衛 六郎左衛門  
御 清 六

飛こえ 清兵衛

正之丞 与平次 市郎兵衛 六郎左衛門  
花月 惣大夫

九郎 輪 六郎次郎 市 丞 左 吉  
 金 輪 次郎右衛門 喜右衛門  
 平四郎 市 丞 太左衛門  
 祝言 弓八幡 与平次 金子久兵衛 作左衛門

月初め恒例の登城の後、浅野紀伊守光晟に使いを出す。三月十一日に浅野光晟を招いて能を催すことが二月に決まっていたが、『演劇研究』第四十号貞享三年二月二十五日条参看）、直前の三月七日に光晟の病により延期となった。綱紀は三月十日に浅野家に見舞いの使いを出しているが、翌閏三月には江戸城での能拝見や綱紀自身が見合せてきたままであった。使者を出したのは招請能の日程を再調整するためである。浅野からは能拝見、能披露の祝儀として近日伺いたいとの返答があった。

江戸城での能披露を二日後に控え、稽古能が行われる。分家筋の面々や家臣らに見物させており、儒者木下順庵や医師の森雲仙らの名も見える。綱紀は〈芭蕉・桜川〉を舞った。他のシテは宝生九郎・正之丞、竹田平四郎、諸橋市十郎ら御手役者、七日市藩初代の前田利意息前田伊勢松（のちに加賀藩に仕える）、家臣の横山左門らが勤めている。綱紀が三日に演じる〈桜川〉はワキに春藤六郎次郎、笛一噌六郎左衛門、小鼓幸清六、大鼓葛野市郎兵衛、子方に宝生正之丞と、本番と同じ役者が相手を勤めている。

【貞享三年四月二日条】

二日 天晴。織田対馬守殿御見舞、於小書院御対顔也。

今日菊池弥八郎武康、井上勘左衛門、山科長安参着。則、於表御居間 御目見、菊池、井上一度ニ罷出、佐渡披露之。次長安也。直ニ佐渡披露之。

旗本の織田対馬守長政が見舞に訪れ、対面する。七日条で長政が松浦源三郎を帯同して再訪していることと関係あるか。この日江戸へ参着した家臣の中に医師の山科長安がいる。長安は京都出身の儒医で、宇都宮遯庵著『日本古今人物史』（寛文九年刊）の序文を執筆した人物でもある。同書は古代から近世初期の著名人三十八名の伝記を漢文で記した書で、本文中にキリスト教の文字が含まれていたために幕府の忌諱に触れ、長安は著者とともに京都追放となり、以後前田家に仕えた。

【貞享三年四月三日条】

三日 天陰無風。今日御能ニ付、六時過直三二之丸<sup>江</sup>御登城〔御染小袖〕。

公方様五半比、二之丸<sup>江</sup> 御成之由、四時過御能初云々。

中将様御装束所十五畳敷之由。御装束未被遊内、為 上使稲垣安芸守殿を以、御檜重被進之〔御進物番衆持参之由。尤桜川御勤被遊、御見物所<sup>江</sup>御出之由也。

今日其外之御見物不被 仰付、但御法中之事故、日光御門跡一品守全法親王迄御見物之由云々。公方様御中段ニ御着座、御後

ニ御近習之衆二十人斗御伺公之由。

今日 度 御目見 御懇之上意有之云々。御城より直ニ山城殿、

加賀守殿、豊後殿、日向殿、備後殿へ被成御座。七半過 御帰

館、御帰已前より内記様、宮内殿、相模殿、内記殿、左門殿、  
 弥兵衛殿など御出有之ニ付、直ニ小書院へ御出、御対面大書院  
 江御誘引、御料理出ル。

○保生九郎并六郎次郎、三郎右衛門、藤左衛門、喜右衛門、一  
 郎兵衛、清六、六郎左衛門、左吉段々ニ参上。何も 御目見被  
 仰付也。且御料理被下之。

○今日之御祝詞として頭分已上之面々参出。

○今日御楽屋へ御供多賀新左衛門、并生駒右近、辻市左衛門、  
 且又、土方勘解由也。何もふくさ小袖麻上下也。又竹田平四郎、  
 藤田太左衛門、是ハ御装束ニ付、先達而罷越。但勘解由召連之。  
 右御供之員数、尤山城殿より御指図にて如此也。

○御能御勤被遊御時分、備後殿御指図にて為御後見平四郎罷出、  
 其外御自分之大夫不被召具。御方ハ九郎勤之由。

○御鏡之間迄、新左衛門、右近、御供ニ罷越、御脇指迄持之。

○御拝領之御菓子、則於御楽屋御頂戴。御下ハ九郎、并今日御  
 相手ニ罷成候市郎兵衛、清六などへ被下之由。

○今日御楽屋奉行、稲垣安芸守殿、秋元但馬守殿之由。御楽屋  
 へ御老中方御見廻之由。

○昼より平岡五左衛門、永井伝七郎、高田久兵衛、為代罷越、  
 新左衛門以下帰参。

御能組  
 紀伊中將様  
 羽衣

春藤 権右衛門

葛野 九郎次郎  
 桐谷 新右衛門

観世左 吉  
 一噌 六郎左衛門

加賀中將様  
 桜川

春藤 六郎次郎 葛野 市郎兵衛 幸清 六郎左衛門  
 子方保生正之丞

尾張中納言様  
 江口

高安 三太郎 春日 市右衛門  
 権七郎 保生 新九郎

甲府宰相様  
 春日龍神

新之丞 市郎兵衛 左 吉  
 清 六 六郎左衛門

紀伊中納言様  
 龍田

春藤 源七 保生 権九郎 又 二 郎  
 九郎次郎 親世 又 二 郎  
 市右衛門 市右衛門

水戸宰相様  
 海士

六郎次郎 三太郎 三郎左衛門  
 新九郎 市右衛門

尾張中將様  
 杜若

権七郎 市郎兵衛 又 次 郎  
 新九郎 六郎左衛門

紀伊少將様  
 小鍛冶

源七郎 三太郎 三郎左衛門  
 権九郎 市右衛門

江戸城での演能に前田綱紀が出演した記事。筆者の葛巻昌興は江  
 戸城には同伴せず、伝聞を中心に書き留めている。シテを勤めたの  
 は、尾張・紀州・水戸の御三家の面々と甲府藩主の徳川綱豊(のち  
 の六代將軍家宣) および前田綱紀で、ワキや囃子方は四座の役者が  
 勤めている。綱紀が演じた(桜川)の共演者は四月一日条の稽古能  
 の番組と一致する。竹田平四郎(権兵衛)が江戸城に帯同し、装束  
 着けや後見を勤めている。綱紀に稽古をつけた宝生九郎が御方を勤  
 めたとあり、綱紀の世話一切を担当したか。江戸城からの帰りには  
 大久保加賀守ら老中の屋敷を訪問し、加賀藩邸に帰ると、前田内記  
 利直(大聖寺藩二代)ら分家筋の面々と横山内記ら重臣が待つてお  
 り、対面して料理を振舞った。宝生九郎や春藤六郎次郎、一噌六郎

左衛門、幸清六、葛野一郎兵衛、觀世左吉ら共演の能役者らも藩邸に参上、役者にも料理が出された

『徳川実紀』同日条によると、「三日家門并に松平加賀守綱紀を二丸に召て。猿樂をなさしめられ御覽あり。羽衣は紀伊中将綱教卿。

桜川は松平加賀守綱紀。江口は尾張中納言光友卿。春日龍神は甲府宰相綱豊卿。龍田は紀伊中納言光貞卿。海士は水戸宰相光圀卿。杜若は尾張中将綱誠卿。小鍛冶は水戸少將綱條朝臣なり。日光門主天眞法親王并に伝法院宣存。家門の執事等皆見る事をゆるされ饗給ふ。けふ猿樂仕ふまつる輩も。各檜重を献じ菓子を賜ふ。又鶴姫君。日門よりも檜重をさゝげ給ふ。」とあり、番組とシテを勤めた大名のほか、日光門跡らが觀能したことも記すこと、本記に等しい。

#### 【貞享三年四月四日条】

四日 雨降。(中略)

昨日御能首尾能御勤被遊御祝儀として、御節姫様より御着御進上也。為昨日之御祝儀、御上屋敷ニ罷有候頭分之面々、昨日不有合輩、今日参出。且又佐渡、玄蕃、兵部、新左衛門、為御祝儀御着一種宛献上之。

昨日之御能首尾能御勤被遊ニ付、為御祝儀千代姫君様より、御文を以御着被進。且又、紀伊守様、同御前様、飛驒守様、宮内殿、相模殿、横山内記殿等より各御着御進上也。

昨日御能首尾能御勤被遊御祝儀旁、保生大夫、江白銀三十枚時服五、同正之丞、江銀十枚時服三、同吉之助へ同十枚時服二、竹田平四郎を以被下之。其外春藤六郎次郎銀廿枚、今春三郎右衛門、

葛野一郎兵衛、銀十枚絹五疋、幸清六同、觀世左吉同、桐谷藤左衛門、一噌六郎左衛門等へ各白銀等被下之。又竹田平四郎、諸橋市十郎へ白銀十枚、其外山本与平次、藤本太左衛門、樋口治右衛門、平井伝十郎、藤田太左衛門、山口半助等へ同五枚宛被下之。且又御徒山本作左衛門、渡部甚五郎右衛門、御算用者齋藤善助、御細工之者加藤市丞兄弟三人、太田清兵衛等各金子白銀等被下之也。御用人申渡之。

来十日、肥後守様御招請之義、則今日御直ニ御約束之旨云々。是御能御拝見御祝儀旁也。

前日の能を無事勤め上げたことで、各方面から祝儀の品が届く。綱紀息女の節姫(のち浅野家に嫁ぐ)、前田佐渡ら家臣、徳川家光の息女で尾張藩主光友の正室千代姫、浅野紀伊守光晟とその正室で前田利常息女の満、前田飛驒守利明(大聖寺藩二代)、前田宮内利広(七日市藩三代)、旗本の前田相模守孝矩ら分家の面々、家臣の横山内記らから肴等が届く。また、共演や稽古の相手を勤めた能役者および家臣に白銀や時服が与えられた。細工人の加藤三兄弟も含まれている。

江戸城での能拜見の祝儀として、十日に保科肥後守正信の招請を綱紀自身が直接約束した。

#### 【貞享三年四月五日条】

五日 天陰已后刻属晴。今日已后刻、廣徳寺御参詣。但先御上屋敷へ被成御座。於是、御湯漬被 召上之。追付、御参詣。又被為入、午後御中屋敷御帰館。

今日尾張中納言様御帰国御暇被進之也。

綱紀は本郷の上屋敷を訪れた後、毎月五日恒例の廣徳寺へ参詣する。午後には駒込の中屋敷へ帰る。三日の江戸城での演能で綱紀らとともに舞った尾張藩主の徳川光友が就封の暇をもらった。

### 【貞享三年四月六日条】

六日 天陰。午後雨降未刻雷雨甚。申刻晴。五時過、御下屋敷へ被成御座。八半過比、御帰館。

今昼克明旅亭へ丹直清、源知親令誘引参入。以雨中杜鵑題、各賦詩、但分韻、与得空字。

戸外風清驟雨中

主賓相對默然空

暮空閑裏杜鵑呼

斟酒吟詩興莫窮

丹直清（室鳩巢）や源知親を誘い、葛巻克明の宿所で「雨中杜鵑」の題で漢詩を読んだ記事。「分韻」とは、漢詩の会で、あらかじめ韻の字を各自に分けておいて詩を作ること（『日本国語大辞典』）。空字は漢詩においてむだな字（同上）を意味する語でもあるが、ここでは韻の字として「空」を与えられ、漢詩を読んだものである。第二句の末尾が「客」の様に読める判読困難な文字ながら「空」と思われ、第一句末尾「中」および第四句末尾「窮」は、与えられた「空」の字に合わせて韻を踏んだものであろう。

### 【貞享三年四月七日条】

七日 天快晴。松浦彦岐守殿御嫡男源三郎殿、初而御出也。彦岐守殿者御所勞ニ付織田対馬守殿御同道、御太刀御持参也。

則於大書院 御対面、御料理出ル。  
今夕宝生九郎参上。

旗本の織田対馬守長政が、後の平戸藩主松浦彦岐守棟の嫡男源三郎（松浦長）を加賀藩邸に連れてくる。源三郎は初めての来訪で、『寛政重修諸家譜』によると、寛文十一年生まれで貞享三年当時十六歳。前月の閏三月二十八日に初めて綱吉に拝謁した。そのことが前田家訪問と関係しているのであろうか。元禄以降江戸城の奥詰となり後には綱吉の奥御小姓となるが、元禄五年に二十二歳の若さで死去した。

夕方宝生九郎が参上する。稽古等については記されていないが、後日行われる保科肥後守招請能、浅野紀伊守招請能や仙溪院を招いての催能についての打ち合わせ、指示等があったか。

### 【貞享三年四月十日条】

十日 天陰。今度 御能御拝見為御祝儀、今日肥後守様御招待 御能御興行也。御相客ハ松平筑後守殿、保科兵部少輔殿、小出大和守殿、溝口帯刀殿、土岐格庵老也。又御前席へ織田伊豆守殿、同信濃守殿、同対馬守殿、同内匠殿、同式部殿、同源七殿、加藤遠江守殿、同兵助殿、松浦源三郎殿等御招待也。御勝手へ前田宮内殿、同相模守殿、横山内記殿、同左門殿、同主殿殿、同采女殿、本多弥兵衛殿、木下順庵、同順信、森雲仙等也。此外後藤理兵衛、吉村宗利参候云々。

肥後守様四時已前御出、御熨斗出。引之、追付御能初ル。四時也。七時相濟、御帰。織田殿、加藤殿など御列席之衆、未御滯

座、則大書院へ御通り、左之通、御能三番御見物、畢而、めん類出、七半過御退散也。

今日も肥後守様御盃、佐渡、兵部、新左衛門へ被下之也。

御能

高砂

実盛

野々宮

西行桜

安宅

三井寺

殺生石

舟弁慶

祝言養老

肥後守様御帰已後

春日龍神

天鼓

橋弁慶

畢而地謡狸々ノ謡語之。

保科肥後守正信（正容）を招いての催能。招待客に松平筑後守忠

繼（飯山藩世嗣）、保科兵部少輔正賢（飯野藩主）、織田伊豆守長頼

（宇陀松山藩主）、織田信濃守秀一（柳本藩）、小出大和守英益（の

ちの出石藩七代藩主）、溝口帯刀政親（沢海藩主）、医師の土岐格庵

のほか、七日に加賀藩邸を訪問した織田対馬守長政や松浦源三郎長

らが名を連ねる。番組は能の曲名のみが記され、役者や狂言は未記

入で、後に追記するつもりだったか。祝言（養老）まで九番の能が舞われ、正信が帰った後、さらに三番の能と（狸々）の語があった。

【貞享三年四月十三日条】

十三日 天晴。今日紀伊守様御招請也。五時過御出、直二大

書院御通、御熨斗出、追付仮之馬場にて去暮御拜領之御馬被懸

御目秋原久左衛門乗之。はたせ也。。畢而大書院へ御帰座、即刻御能初ル。御

相客者小笠原遠江守殿、土方木工之助殿、三好丹波守殿、蒔田

権佐殿、久世宇右衛門殿、久保玄貞等也。御勝手へ内記様、宮

内殿、織部殿、伊勢松殿、横山内記殿、左門殿、弥兵衛殿、岡

田將監殿、岡田左太郎殿、堀小四郎殿等御出。又御別席へ金森

出雲守殿、津軽越中守殿、同出羽守殿、織田信濃守殿、同対馬

守殿、同数馬殿、加藤平八殿等御出。是者表御居間にて御饗応

也。御能者御料理之間より御見物也。紀伊守様八半比御帰。御

跡にて又御能三番有之、此時ハ出雲殿、越中殿等、大書院へ御

通御見物也。

今日御料理、公義御料理人衆金井六右衛門被召寄、六右衛門へ

御任也。

御能組

平四郎

佐保山

市十郎

八十嶋

六郎次郎

与平次

一郎兵衛

清六

左吉

六郎左衛門

左大夫  
半 部  
六郎次郎

平四郎  
鶏龍田  
源七

左大夫  
富士太鼓  
与平次

御中人  
源七

喜内  
檀 風  
源七

市十郎  
羅生門  
源七

祝言 豊服  
与平次

左大夫  
三 輪  
源七

市十郎  
野 守  
六郎次郎

平四郎  
融  
与平次

今日九郎 被召寄害之処、御城へ御用有之ニ付、弟左大夫元数馬  
被召寄也。御能不残相済、御目見被 仰付也。和田小右衛門被

召連罷出也。(後略)

広島藩主浅野紀伊守光晟招請能。三月十一日に催される予定であったが、光晟の体調不良により、延期となっていたのが、約二ヶ月後に行われた。客衆は光晟の女婿で小倉藩主の小笠原遠江守忠雄、旗本の三好丹後守、浄土真宗の僧久保玄貞ほか。小笠原と三好は貞享二年十月に広島藩邸で催された能にも綱紀とともに招かれている。

番組は初番の〈佐保山〉のみ囃子方の名前が記されており、以降は曲名とシテ・ワキのみを記す。狂言も記載されないが、招請能では通常狂言も演じられているので、記述が省略されているのであろう。竹田平四郎が舞った〈佐保山・鶏龍田〉は、光晟の所望により上演されたものである(『演劇研究』四十号論考二月二十三日・二十六日条参看)。綱紀は舞わず、シテは竹田平四郎、諸橋市十郎、宝生左大夫、平井伝十郎ら抱えの能役者たちが演じている。〈羅生門〉のシテは宝生座者の服部喜内か。宝生九郎友春は江戸城に用があるということ、参加していないが、『徳川実紀』の同日条には能が催された記録は見られなかった。代わりに弟の宝生左大夫(もと数馬)が呼ばれ、〈半部・富士太鼓・三輪〉を舞い、終了後には綱紀と対面している。なお、『演劇研究』三十九号で貞享二年六月十九日条に「保生数馬ハ将監二男也」とあるのを、「早逝する政之丞」か、としているが、数馬こと左大夫は古将監と称される八世宝生大夫重友の子息重世で、九郎友春の弟にあたり、前出の政之丞(正之丞。貞享三年時九歳)とは別人である。重世には友春のほかに兄に観世宗家を継いだ十二世観世重賢がおり、実際は三男であろう。また、松尾芭蕉門下の俳人としても知られている。野々口立圃の婿となり、沾圃などの俳号を持つ。貞享三年頃は福井松平藩のお抱え役者であった。この場を借りて訂正したい。

### 【貞享三年四月十四日条】

十四日 小雨降風吹。今日七半比より於御料理間之舞台、為御稽古御能、三番被遊也。

源氏供養 与平次 市丞 作左衛門

海士 同人 勘左衛門 太左衛門

大原介三郎

惣大夫 作左衛門

芦刈 右近 同人 市丞 作左衛門

女房伝十郎

久兵衛 作左衛門

大仏供養 仲四郎 勘左衛門 作左衛門

治右衛門

母平四郎、頼朝伝十郎、若武者与平次  
警固之侍右近・市十郎

春日龍神 市十郎 脇無 太左衛門

後出羽より

作左衛門

(後略)

稽古能が行われる。綱紀が舞ったのは〈源氏供養・海士・大仏供養〉の三番。〈大仏供養〉は前月の閏三月から上演させて見物するほか、家臣にならし稽古を行わせてもいた。〈芦刈〉のシテは家臣の生駒右近、〈春日龍神〉は諸橋市十郎。ワキの山本与平次や御徒の山東作左衛門、細工人の加藤兄弟らが相手をする。

【貞享三年四月十五日条】

十五日 天陰風吹。(中略)

今夕保生九郎参上、於桐之間御稽古有之。(後略)

宝生九郎が藩邸に赴き、藩主綱紀に稽古をつけたことがわかる。

【貞享三年四月十六日条】

十六日 天陰。(中略)

来廿一日 自然居士、鉄輪之脇、并雲雀山脇連、可被仰付旨、

同苗平次郎奉を以、被 仰出則於 御前申渡之。

二十一日に予定されている、仙溪院を招いての能において、昌興には〈自然居士〉および〈鉄輪〉のワキと、〈雲雀山〉のワキツレが仰せつけられた。

【貞享三年四月十七日条】

十七日 辰下刻雨降。

今日御宮御参詣也。四時過、先御上屋敷迄被成御座、於彼被召

御直垂 御参詣。又御上屋敷へ被為人、九半過御帰館。

今晚御能御稽古有之、御つほ折也。

西王母 市十郎 ワキ与平次

御 六 浦 ワキ与平次

鶴 市十郎 ワキ与平次

雲雀山 太鼓戸田百助

御 雲雀山 但袴迄也 ワキ仲四郎

海士 ワキ市十郎

御 雲雀山 市十郎

狸々 市十郎 ワキ青山織部

稽古能の記事。綱紀が舞ったのは〈六浦・雲雀山・海士〉の三番。略式の装束である壺折仕舞で行った。ほかは諸橋市十郎が舞う。

〈鶴〉の大鼓戸田百助、〈雲雀山〉のワキ葛巻仲四郎、〈狸々〉のワキ青山織部は加賀藩士。著者の葛巻昌興も〈雲雀山〉のワキツレとして稽古に参加したか。後日行われる仙溪院招請能のための稽古であろう。

【貞享三年四月十八日条】

十八日 雨降。五時戸田山城守殿、牧野備後守殿へ被成御座。四半比 御帰館也。

今日八半比より御稽古御能有之、於御料理間舞台也。

西王母 市十郎 六郎次郎  
連初 松平主膳

三井寺 右近 清兵衛 金子久兵衛

御 六浦 六郎次郎

鉄輪 新左衛門 仲四郎 小塚善八郎 六郎左衛門  
樋口治右衛門

御中人

御 雲雀山 与平次

同 海士 与平次

鶴 市十郎 与平次 戸田百助 山東作左衛門

狸々 平四郎 初而青山織部 初而小塚善八郎 太左衛門  
初而里見治左衛門

老中戸田山城守、牧野備後守を訪問し、帰館後稽古能が行われる。番組は囃子方の役者に一部脱落がある。綱紀の稽古した三番（六浦・雲雀山・海士）は前日十七日条と同じ。番組で氏名の上に「初而」と注される松平主膳（西王母）ツレ、青山織部（狸々）ワキ、小塚善八郎（狸々）大鼓、里見治左衛門（狸々）小鼓）はいずれも加賀藩士。初役の意で注したと思われる。

【貞享三年四月十九日条】

十九日 今日安芸守様御見舞被成、於大書院御対面。今晚於桐之間、御稽古御能有之。

六浦 与平次

狸々 市十郎つは折 織部 小塚善八郎  
初而大森市十郎

大左衛門せかれ也 十三歳

雲雀山 与平次

後ノ出羽より

西王母 市十郎同 ワキナシ  
ツレ主膳

海士 市十郎同 仲四郎

前日・前々日と同じく稽古能の記事。綱紀の稽古は前日と同様。〈狸々〉の小鼓が前日の里見から十三歳の大森市十郎に替わる。大森は加賀藩の慶長・寛永の各侍帳に名に見える加賀藩士の家系。もともと二十六日条の本番で小鼓を打つのは細工人の加藤惣大夫で（四

月廿六日条参看)、この稽古はもっぱらワキの青山織部のためのものと思われる。

【貞享三年四月廿日条】

廿日 天晴。(中略)

明廿一日仙溪院様御招請、御能御興行之儀、既相極候処、御台様より明日御使可被進之旨申来ニ付、廿五日ニ御差延被遊也。御発駕御日限之儀、今日被、仰出、廿九日卅日朔日、此内たるべしと云々。

翌二十一日は、仙溪院を招いて能を催すことが決まっていたが、御台所からの使いがくるということで、二十五日に延期となった。御台所とは徳川綱吉の正室の鷹司信子。翌二十一日条に「御台様より為御餞別御使者を以御時服御肴被進之」とあり、使者が加賀藩邸を訪れ、餞別の品を届けたことがわかる。また、国元の金沢へ帰国する日について、綱紀は、当月(四月)二十九日、三十日、もしくは五月一日のうちのいずれかになるであろうとの見通しである。

【貞享三年四月廿二日条】

廿二日 雨降。

今日七時以後、於御料理之間舞台、御稽古御能有之。

御

六 浦

与平次

市 丞  
惣大夫

太左衛門  
作左衛門

自然居士

平四郎。但子方黒崎安平、稽古之為迄也。  
依之、つば折也。

多賀新左衛門

源氏供養

生駒右近

湯谷

御

雲雀山

与平次  
子方内田又八郎

市 丞  
治右衛門

作左衛門

葛卷仲四郎

勤左衛門  
治右衛門

作左衛門

同人

勤左衛門  
惣大夫

作左衛門

狸 々

市十郎つば折

青山織部

善八郎  
惣大夫

太左衛門  
作左衛門

延期となった仙溪院招請能のための稽古能。綱紀が舞ったのは〔六浦・雲雀山〕の二番。ほかは子方黒崎安平の稽古のために〔自然居士〕を竹田平四郎が、加賀藩士多賀新左衛門・生駒右近がそれぞれ〔源氏供養・湯谷〕を舞う。また連日のごとくワキ青山織部のために諸橋市十郎が〔狸々〕を舞っている。いずれも本番に即した稽古であろう。

【貞享四年四月廿三日条】

廿三日 雨降。五時過戸田山城守江被成 御座。其より増上寺

御参詣。(中略) 其より仙溪院様江被成 御座。(中略)

今日増上寺御宿坊へ、右近並之者、差越候ニ不及旨、被 仰出。依之、宗次郎並之内、増上寺御供相兼勤之。

今日大蔵大輔様、御参府之御礼相濟ニ付、直ニ被成御出。御太刀目六。先達而、御文者持参也。前田相模殿、横山内記殿御出也。何も於大書院、御対面。御太刀稲垣三郎兵衛披露之。御馬代金高田久兵衛持出。

老中戸田山城守への訪問、増上寺参詣の後、叔母の仙溪院を訪問する。二十五日に延期となった加賀藩邸での能について話したか。

増上寺の宿坊に生駒右近並の者を寄こさなくてもよいとの仰せにより、右近よりは下級にあたる村宗次郎が御供を兼ねて勤めた。家臣の役目と階級の相応・不相応について細かく指示を出す綱紀らしい記事。その他、来客対面の記事。

【貞享三年四月廿四日条】

廿四日 雨降。四時過廣徳寺御参詣。(中略)

偃溪院様今晩より御出可被遊旨兼而御約束ニ付、則為御迎津田伊織被遣之処、明日端午之上使有之旨申来ニ付、今晚御出之儀御延引、明晩方御出可被成之旨、板垣小平を以被仰進也。

仙溪院が翌日二十五日の能のためにこの日の晩より加賀藩邸を訪れる予定であったが、端午の上使が来ることになり、訪問は二十五日の晩に延期となった。よって能は二十六日に順延となる。

【貞享三年四月廿五日条】

廿五日 天晴。今朝六半比 嚴有院殿様御仏殿江御参詣也。

是昨日御参詣可被成之処、御仏殿御修理相済候哉、今日御参詣可被成之由、御宿坊常照院江尋ニ可遣旨、被 仰出。井上勘左衛門方より申遣候処、御修理者廿二日切出来候へども 御成以前者御参詣無之旨申来。依之、御延引之処、御参詣不苦旨、重而申来。然共、廣徳寺御参詣御帰之時分也。依之、今朝御参詣也。其より御上屋敷へ被為入也。

為端午之御祝儀、御広敷御番頭鳥井五郎兵衛殿を以、御時服三、御肴<sup>鯛</sup>、御拝領也。上使五半過比、御上屋敷へ御出也。前田相模守殿、横山内記殿御越也。上使御迎ニ御色代迄御出向被遊也。御料理之刻、御引菜被遊。且又、御盃事有之。上使退出之時分ハ御玄関鏡板迄御送也。為右御礼、追付阿部豊後守殿御越、戸田山城守殿、牧野備後守殿へ被成御座、其より肥後守様、大藏大輔様、飛驒守様へ被成御座、九半比御帰館也。八半過、安芸守様御出、於小書院御対面也。

今夕七半過比仙溪院様御越被遊、御迎津田伊織被遣之也。

御稽古御能

御つば折

六浦

与平次

御装束

雲雀山

同人

同 海士

仲四郎

外、狸々。青山織部稽古として、市十郎つば折にて舞之。端午の節句の上使が加賀藩邸を訪れ、料理などでもてなす。上使が帰った後、綱紀は御礼として老中らの屋敷を順次訪問する。

綱紀の叔母にあたる仙溪院(久万姫)が夕刻より加賀藩邸を訪れる。もとは二十一日に能が行われる予定であったが、江戸城からの使者のために二度延期となった訪問である。翌日能を披露するということ、やはり稽古能が行われた。内容は翌日の番組に即したもので、(六浦・雲雀山・海士)の三番は、いずれも翌日綱紀が舞ったもの。(六浦)のみ略装の壺折で舞い、(雲雀山・海士)は実際に

装束を着けて舞った。また、青山織部の稽古として、諸橋市十郎が  
 〈狸々〉を壺折で舞っている。

【貞享三年四月廿六日条】

廿六日 天陰、申后刻雷雨。 今日四時前、仙溪院様御能御見  
 物所江御出〔表御居間〕、追付御能初。九半比御中入、御料理  
 者從御姫様被進。依之、御奥にて御饗心也。八時過比御能初、  
 六半過相濟。

今日御家中面々、二替ニして不残拜見被 仰付也〔ふくさ拾麻  
 上下也〕。

御能組  
 西王母 市十郎 六郎次郎 三 助 太左衛門  
 ツレ介三郎 惣大夫 六郎左衛門  
 なべやつばち  
 俊成忠度 左大夫 与平次 勘左衛門 作左衛門  
 治右衛門  
 かうやくねり  
 湯谷 左大夫 六郎次郎 三郎右衛門 六郎左衛門  
 金子久兵衛  
 昆布うり  
 自然居士 平四郎 与平次 市丞 喜右衛門  
 子方安平 惣大夫

御中入

源氏供養 多賀新左衛門 葛卷仲四郎 勘左衛門 作左衛門  
 市十郎

つくぐし

御

六浦 六郎次郎 三郎右衛門 太左衛門  
 惣大夫 六郎左衛門

梅枝 左大夫 同人 市丞 喜右衛門  
 治右衛門

鶴 政之丞 与平次 金子久兵衛 戸田百助  
 喜右衛門

太刀ばひ

御

雲雀山 子方又八 与平次 市丞 六郎左衛門  
 治右衛門

すわう落

芦刈 生駒右近 清兵衛 勘左衛門 喜右衛門  
 惣大夫

是界 政之丞 与平次 三郎右衛門 太左衛門  
 治右衛門 喜右衛門

ふくの神

御

海士 子方介三郎 葛卷仲四郎 三助 太左衛門  
 金子久兵衛 六郎左衛門

狸々乱 市十郎 青山織部 勘左衛門 太左衛門  
 惣大夫 六郎左衛門

前日から加賀藩邸に逗留している仙溪院（久万姫）を主賓に、能  
 が催される。能十三番、狂言七番というのは、かなり番数が多い。

主客の仙溪院がこれまで前田家での能の催しを多く見物している点から、能好きであったと考えられる。家臣は二手に分かれ、交代で見物している。

番組は本来の形式とは異なり、シテを曲名の下に記している。〈六浦〉および〈雲雀山・海士〉は曲名の右肩に「御」とあり、前田綱紀が舞った。浅野光景招請能とは異なり、自身の演能を仙溪院に見てもらうことが眼目か。四月三日の江戸城での演能で綱紀の舞った〈桜川〉で子方を勤めた宝生政之丞が〈鶴・是界〉の二番を舞っている。

四月十六日条で筆者の葛巻昌興に命じられたのは〈自然居士・鉄輪〉のワキと〈雲雀山〉のワキツレであったが、当初と番組に変更があり、〈鉄輪〉の曲名が見えない。また、〈自然居士〉のワキの欄には山本与平次の名が見える。昌興はワキツレを勤めたか。

### 【貞享三年四月廿七日条】

廿七日 天晴。 昼仙溪院様御帰被遊。 仍、すゞし十疋被進之。 昨日御能相勤候二付、 従仙溪院様為御祝儀、 生駒右近、 青山織部、 戸田百助、 并与、 紗綾三卷宛被下之。 多賀新左衛門へちりめん三卷被下之。

今日上野御法事始之由。

今日宝生九郎参上ス。 廿人扶持被下之旨、 御用人申渡之。

竹田平四郎儀、 今朝宝生九郎方へ罷越、 石橋伝授相濟。 且又、

望月をも伝授可仕旨、 九郎申、 習懸之由、 御用人中より言上之。

今日より御発駕也。

仙溪院が婚家の保科家へ帰る。 前日の能に出演した生駒・青山・戸田および筆者の葛巻昌興、 多賀新左衛門らに紗綾やちりめんが下賜された。 この日宝生九郎は二十人扶持となることが御用人より申し渡された。 また、 宝生は竹田平四郎（権兵衛広富）へ〈石橋〉伝授したことを報告している。 さらに〈望月〉をも伝授しようとの事ですでに稽古に入った由、 同じく御用人より伝達された。 流儀に存在しない秘事を異流間の習事伝授によって輸入するのは、 必ずしも珍しい事ではない。 今回は特に前月閏三月十一日条に綱紀が〈石橋〉相伝を要請しており、 九郎が承知している。

### 【貞享三年四月廿八日条】

廿八日 天陰。 今昼肥後守様御見廻、 於大書院御対面、 御相伴也。 御料理出ル。

服忌令御改ニ付、 向後右御書出之趣、 可相守旨被 仰出候条、 可呈連署之御請旨、 有賀、 小泉、 稲垣より相触之御書様。

今般従 公義被 仰出候、 服忌令御書出候趣、 向後相守可申旨被 仰出候趣、 謹而奉畏候以上

貞享三年四月廿九日 生駒右近／山崎主税／青地弥

四郎／葛巻平次郎／葛巻仲四

郎／小幡大学／伴数馬／成瀬

左兵衛／戸田百助／不破藤次

郎／松平主膳／野村貞四郎／

小瀬又四郎／山脇作大夫／桜

井木曾右衛門／山口半弥／室

順祥

稲垣三郎兵衛殿

小泉勘十郎殿

有賀甚六郎殿

松平主膳儀病氣二付、今朝金沢へ發出。山本与平次〔都合三枚〕、

藤田太右衛門〔都合四枚〕、山口半助〔同〕儀、御給金二枚宛

御加増被下之。

服忌令改めの書出の家臣の連署に小瀬又四郎や室順祥（鳩巢）ら儒学者も名を連ねる。能役者の山本与平次・藤田太右衛門・山口半助が給金二枚ずつを加増された。

【貞享三年四月廿九日・晦日条】

廿九日 天晴。（中略）

竹田平四郎儀今日京都之御暇被 仰出、白銀廿枚被下之。当秋

半比御役者共召連金沢へ可罷下旨被 仰出之由。

晦日 天晴。来四日御発興可被遊之旨被 仰出也。御旅泊之事、

其宿々可為去々年所由、是又被 仰出也。

延寿院御出、於大書院御対面也。

八半時、牧野備後守殿へ被成御座、芝野より御出也。

今朝、青地弥四郎、小幡大守、不破藤次郎、戸田百助發足。

今日從 御姫様以御目録、紗綾三卷拝領之。但右之段、年寄女

中衆被申渡旨、駒井与兵衛、蜂谷源右衛門方より、副状にて投

贈之云々。

二十九日条ではお抱え役者の竹田平四郎こと権兵衛広富が京都へ

帰るということで、白銀二十枚が下賜された。翌月綱紀が金沢へ帰国するので、秋頃には役者を連れて金沢へ下るようにとの命が言い渡された。晦日条によると、綱紀の出発は五月四日に決まったとある。